

令和8年度 愛川町 認定こども園(教育部分)・新制度移行幼稚園 申請手続きのご案内

「幼児教育・保育の無償化」により、認定こども園（教育部分）・新制度移行幼稚園を利用する場合には、満3歳児から5歳児クラスの子どもの保育料が無償となります。

また、保育の必要性の認定を受けると、預かり保育料についても無償化の対象となります（満3歳児は住民税非課税世帯のみ）。

無償化の給付を受けるためには、認定の申請が必要となりますので、施設を通して手続きを行ってください。

〈目次〉

- 1 認定申請について
- 2 手続きの流れ
- 3 申請に必要な書類
- 4 マイナンバーの提出について
- 5 無償化の対象となる費用について
- 6 在園中に必要な届出について

問い合わせ先

愛川町役場 子育て支援課 子ども保育班

電 話： 046-285-2111（代） 内線3363

住 所： 〒243-0392 愛川町角田251番地1

1 認定申請について

施設を利用する際には、認定を受ける必要があります。お子さんの保育の必要性の有無や年齢によって次のとおり、いずれかの区分に認定され、区分によって給付の内容（無償化の範囲）が決まります。

(1) 認定区分

認定区分		対象となる子ども	無償化の範囲
1号認定	教育・保育給付支給認定	満3歳以上 ^{※1} の就学前の子ども	保育料は無償

十 「保育の必要性の認定」を受けて、施設の預かり保育を利用

第2号認定	子育てのための施設等利用給付認定	4月1日時点の年齢が3歳以上で保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 就学前の子ども	預かり保育料 (月11,300円まで)
第3号認定		市町村民税非課税世帯の満3歳児 ^{※1} であって保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 子ども	預かり保育料 (月16,300円まで)

※1 満3歳児とは、3歳の誕生日の前日から、最初の3月31日までの間の子ども

(2) 保育の必要性の認定 (第2号・第3号認定)

保護者それぞれが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、愛川町が保育の必要性を認定します。

No.	保育を必要とする事由		認定の有効期間
1	就労	月に64時間以上働いていること	就労する期間
2	妊娠・出産	出産の準備や出産後、間がないこと	産前産後各8週間
3	疾病・障がい	病気・けが又は身体、精神に障がいを持っていること	治療に要する期間
4	看護・介護	長期にわたる病気又は精神、身体に障がい等がある同居の親族を常時看護・介護していること	介護に要する期間
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること	災害復旧に要する期間
6	求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること ^{※1}	3か月以内
7	通学	就学(職業訓練校等での職業訓練を含む)していること	通学期間中
8	その他	育児休業取得時に、すでに幼稚園を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業期間
9	その他	その他、保育が必要と認められる場合	必要とする期間

※1 認定期間内に月64時間以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、預かり保育に係る「子育てのための施設等利用給付」を受けることができなくなります。

2 手続きの流れ

施設に入園願書の提出

- 利用を希望する施設を見学のうえ、条件等を確認してください。
(※見学する場合は事前に施設に連絡をし、日程を決めてください。)
- 利用を希望する施設から願書を受け取り、施設に願書を提出します。
- 利用を希望する施設から認定申請に必要な申請書等の書類を受け取ります。

入園内定

- 入園内定後、施設へ認定申請に必要な申請書等の書類を提出します。

認定申請 (P4 参照)

- 提出した書類は施設を通して愛川町へ提出されます。
- 書類等に不明な点がある場合は、愛川町から電話等で内容の確認をすることがあります。
- 認定申請中に引越しをした場合は、必ず施設及び愛川町子育て支援課に連絡してください。

「支給認定証」の交付

- 愛川町から「支給認定証」が交付されます。

施設との利用契約

- 「支給認定証」を施設に提示し、利用契約を結びます。
- 預かり保育の利用を希望する場合は、園に別途申し込みます。
(希望する月の前月10日までに、愛川町への申請が必要です。)

施設の利用開始

◆令和8年度クラス年齢表 (受入れ年齢は施設によって異なります。)

クラス	生年月日
満3歳児 ※	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日

※満3歳児とは、3歳の誕生日の前日から、最初の3月31日までの間の子ども

3 申請に必要な書類

申請にあたっては、認定区分に応じて次の書類を施設に提出してください。

記入漏れや内容に誤りがないこと、不足書類がないことをご確認のうえ、提出してください。

提出した書類は返却できませんので、ご自身で必要に応じてコピーをとり、保管してください。

(1) 認定申請に必要な書類

認定区分	提出書類
1号認定	●教育・保育給付支給 子育てのための施設等利用給付 } 認定申請書 ※1号認定のみの場合は、表面のみ記入してください。 第2号・第3号認定の場合は、両面記入してください。 ●マイナンバー届出書、番号及び本人確認書類 ※必ず封筒に入れ、封をしてください。P5をご確認ください。

十 「保育の必要性の認定」を受けて、施設の預かり保育を利用

第2号認定 第3号認定	●保育を必要とすることを証明する書類 保護者それぞれ、下記の「保育の必要性を証明する書類」
----------------	---

(2) 保育を必要とすることを証明する書類 ※保護者それぞれの書類が必要です。

保育を必要とする事由	必要な書類
就労	○就労証明書（指定様式） ※証明日から3か月を過ぎて提出されたものは無効です。 ・就労先で証明を受けるものです。雇用主が必ず記入してください。 ・自営業の方は、経営者が証明してください。 ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの就労証明書が必要です。 ○変動勤務の方は、就労証明書に加え、シフト表のコピー（1か月分） ○自営業の方は、就労証明書に加え、開業届または確定申告書のコピー ○育児休業から復職予定の方は、就労証明書に加え、「育児休業からの復職に関する申立書」
求職活動（内定）	○就労先が内定している方は、就労証明書と「就労先内定に関する申立書」 ○上記以外の方は、「求職活動等に関する申立書」
妊娠・出産	○母子健康手帳のコピー 表紙と分娩（出産）予定日が確認できる部分のコピー
疾病・けが	○診断書 ※保育ができない状態である旨及びその期間が記載されたもの ○「申立書（疾病・負傷等）」
障がい	○障害者手帳等*のコピー ○「申立書（疾病・負傷等）」 ※身体障害者手帳の場合 ・手帳番号、本人欄、障がい名・交付履歴等（記載がある場合）が確認できる部分のコピー ※療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の場合 ・手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
介護・看護 （同居親族に限る）	○病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等*のコピー、 介護認定結果通知書等のコピー ○タイムスケジュール ・病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール
通学	○在学証明書 ○時間割の分かる資料 やむを得ず時間割表が提出できない場合はタイムスケジュール

※保育の必要性の確認は保護者のみが対象となります。

※認定には保護者それぞれの保育を必要とする要件が必要です。

※証明書等の提出がない場合には、求職活動と同等の取扱いとなります。（認定期間が3か月）

※きょうだいで同時に申込みをする場合は、一番下のお子さんに原本を、上のお子さんにコピーをそれぞれ添付してください。

※就労（内定）証明書等の様式については、町ホームページからダウンロードできます。

4 マイナンバーの提出について

認定申請にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

《必要なもの》

(1) マイナンバー届出書

(2) 本人確認書類 ①番号確認書類

②身元確認書類

申請を行う保護者の1名のみ提出してください。
(申請児童及びその他の方の書類は不要です。)

※認定申請書類と一緒に提出してください。

(1) マイナンバー届出書への記入

マイナンバー届出書には、給付認定申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者の情報を記入してください。(保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。)

(2) 確認書類の提出

マイナンバー届出書を提出する際は、申請を行う保護者の1名のみの確認書類(「番号確認」と「本人確認」)が必要です。

※提出の際の注意点

施設経由での申請の際は、「マイナンバー届出書」「本人確認書類のコピー」をマイナンバー提出用封筒に入れて封を閉じ、他の申請書類とともに施設へ提出してください。ただし、「住民票の写し」については、原本を同封してください。

窓口申請の際は、その場で本人確認を行いますので、本人確認書類の原本を提示してください。(コピーを用意していただく必要はありません。)

① 番号確認書類	いずれか1点	
	・ マイナンバーカード(裏面) ・ 通知カード ※1 ・ マイナンバーが記載された住民票の写し(または住民票記載事項証明書)	
② 身元確認書類	1点で可能なもの(顔写真付の公的証明書)	
園経由で申請の場合 ①顔写真 ②氏名 ③生年月日又は住所 が分かる面のコピー を同封	・ マイナンバーカード(表面) ・ パスポート ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 在留カード	・ 運転免許証 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 等
	2点必要なもの A 2点 または A 1点とB 1点	
	A 顔写真なしの公的証明書 〈「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの〉	B 顔写真付の証明書 〈顔写真の掲載があるもの〉
	・ 保険証 ・ 年金手帳 ・ 印鑑登録証明書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書 等	・ 学生証 ・ 法人が発行した証明書 ・ 公的機関発行の資格証明書

※1 通知カード：令和2年5月25日以降に、氏名、住所等の記載事項の変更がある方は、通知カードでは確認できませんので、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し(住民票記載事項証明書)のいずれかを提出してください。

5 無償化の対象となる費用について

◆認定こども園（教育部分）・新制度移行幼稚園の保育料
無償となります。

◆「預かり保育料」

保育の必要性の認定（第2号・第3号認定）を受けた場合、保育料に加えて、預かり保育の利用料を「450円×利用日数」で算出し、第2号認定の方は月額11,300円、第3号認定の方は月額16,300円を上限に無償となります。預かり保育料は、一旦、施設にお支払いいただき、後から利用実績に応じて町から保護者の方に給付します。詳細は、別途ご案内します。

◆その他の費用

通園バス代や行事費、給食費などの実費として徴収されている費用は、無償化の対象外です。

なお、給食費のうち、副食費（おかず代）については、年収360万円未満相当世帯または第3子以降（第1子は小学校3年生まで）の方は免除となります。対象世帯には入所後、別途ご案内します。

6 在園中に必要な届出について

次のような場合には、速やかな届出が必要です。

届出の内容	対象者
住所・連絡先・氏名・家族構成（結婚、離婚、同居（世帯員の移動））が変わったとき	1号認定・第2号認定・第3号認定
勤務先・勤務時間・勤務日等に変更があったとき	第2号認定・第3号認定
退職をするとき	
妊娠・出産する（した）とき	
育児休業を取得するとき	
その他、保育を必要とする事由等に変更が生じたとき	

○認定後に認定区分や保護者等が変更になった場合は、変更申請の手続きが必要となります。

届出に必要な書類等を確認のうえ、入所している施設を経由して変更を希望する月の前月20日までに愛川町子育て支援課へ提出してください。

○第2号認定・第3号認定の方で、保育の必要性がなくなった場合、1号認定に変更となります。

○愛川町外に転出する場合は、転出先の市町村で所定の手続きを行ってください。

※申請が遅れると、無償化の対象とならない期間が発生しますので、ご注意ください。